

2022年12月2日

NPO 法人 日本ウイグル協会 御中
認定 NPO 法人 ヒューマンライツ・ナウ 御中

セイコーエプソン株式会社
サステナビリティ推進室

回答書

2022年11月14日付書簡でのお問い合わせにつき、以下のとおりご回答申し上げます。

エプソンでは、人権を尊重し、社会的責任を果たし、サプライチェーン内のサプライヤー、お客様、ビジネスパートナーとともに価値観を共有しながら社会を豊かにすることを長年にわたって実践してきました。ⁱ

エプソンは、2005年に国連「グローバルコンパクト」に基づいて「エプソングループ 人権と労働に関する方針」を制定し、また2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った行動を実践してきました。これらエプソンによるグローバルレベルでの指針制定や取り組みは、エプソンによるすべての活動において人権を尊重することが企業の重要な責任であると考えていることを改めて表明するものです。ⁱⁱ

2019年4月にResponsible Business Alliance (RBA) にレギュラー会員として加盟して以来、エプソンは「RBA行動規範」に則った事業活動を行っています。また、エプソンでは、刻々と変化するグローバルの事業環境における新たな課題に対応するため、人権への取り組みを強化しており、「エプソングループ 人権と労働に関する方針」を2022年4月1日付で「エプソングループ人権方針」として改定しました。ⁱⁱⁱ

エプソンは、サプライヤーに「RBA行動規範」に則った事業活動を求めるほか、製品を開発し、製造し、販売する事業活動に関連したバリューチェーン上の人権デューデリジェンスのプロセスを継続して回しています。エプソンは、企業の社会的責任(CSR)に関するセルフアセスメントを定期的に実施し、RBAが求める要件への準拠を評価しています。これまでのCSRアセスメント調査の結果では、エプソンにおける、児童労働・強制労働・差別等の重大な人権侵害事案は確認されておりません。^{iv}

エプソンのウェブサイトには、人権の尊重に関する詳細が記載されています。私たちは継続的な改善に取り組み、今後も高水準の社会的、環境的、倫理的な業界標準を遵守してまいります。^v

以上

ⁱ エプソンは、経営理念および企業行動原則を経営の根幹に据え、企業活動における人権の尊重は企業が果たすべき重要な責務であると考えています。

ⁱⁱ エプソンは、2005年に国連「グローバルコンパクト」、ISO26000（社会的責任）、OECD「多国籍企業行動指針」に基づき、「エプソンの人権と労働に関する方針」を制定し、また2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った行動を実践してきました。

ⁱⁱⁱ <https://corporate.epson/ja/philosophy/epson-way/principle/human-rights-policy.html>

^{iv} エプソンは、製品を開発し、製造し、販売する事業活動に関連したバリューチェーン上の強制労働・児童労働やハラスメント、差別の、人権リスクに関する「人権デューデリジェンス」のプロセスを継続して回しています。エプソンは2019年4月にRBA(Responsible Business Alliance)にレギュラー会員として加盟した以降は、毎年RBA Self-Assessment Questionnaire (SAQ、自己評価アンケート)を用いて自社グループの状況を調査し、RBAに対し結果を報告しています。アンケートはRBAの行動規範に基づく、人権・労働、安全衛生、環境、倫理、およびそのマネジメントシステムに関する400問余りで構成されています。

^v <https://corporate.epson/ja/sustainability/our-people/human-rights.html>